

「美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定（案）」に関する意見募集結果

1 目的

美濃加茂市では、情報公開及び自己情報開示に係る審査請求においても審理員を適用することで、手続きの一本化を図ることを検討しています。市民の皆様のご意見を募集します。

2 実施期間

令和3年1月14日（木）～ 2月3日（水）

3 周知方法

- (1) 広報みのかも（1月10日号）に『「美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定（案）」についてご意見を募集します』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (2) 美濃加茂市ホームページに、『「美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定（案）」に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について』と題して、パブリックコメントの実施について掲載
- (3) 美濃加茂市総務部総務課にて「美濃加茂市情報公開条例及び美濃加茂市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定（案）」の閲覧を実施

4 意見の提出方法

*意見提出者数 1人

*意見提出件数 1件

5 提出された意見と市の考え方意見内容

意見内容（1）	情報公開審査会の答申の内容公表（市情報公開条例第15条第7項）の際、審査会の審理までに至る関連資料（下記）の公表も同時に市のホームページで実施して下さい。 — 記 — 1. 公文書公開請求書及び決定通知書 2. 審査請求書（審査請求人より市長宛）及び添付資料 3. 弁明書（市長より市情報公開審査会様） 4. 反論書（審査請求人より市情報公開審査会様） 5. 意見書（市長より市情報公開審査会様） 6. 意見書（2通）（審査請求人より市情報公開審査会様）
---------	--

	<p>なお、審査請求人の氏名公表は本人が決定</p> <p>これらの資料を市のホームページで公表することは、情報公開条例の目的に沿って、公文書の公開が行われ、公正で開かれた市政の実現が図られているか、市民がより深く理解し、適切に判断するのに必要不可欠なものである。</p> <p>㊦公表のために補則を設けてください。</p>
<p>ご意見に対する 市の考え方</p>	<p>行政不服審査法第85条では、「当該行政庁がした裁決等の内容」を公表するよう努めなければならない旨が規定されています。ここで「裁決そのもの」ではなく「裁決等の内容」となっていることについては、「「裁決そのもの」には一般に公表することができない部分が含まれているため、公表することは適当でない」と解説されています。</p> <p>ご意見の中で列挙された関係資料につきましては、裁決の中にその内容が記載されるものであり、「裁決そのもの」同様一般に公表することができない部分が含まれているため、一般に公表することが適当でない資料であると判断されます。</p> <p>当市では、行政不服審査法第85条の規定に基づき、市ホームページで「裁決等の内容」を公表しておりますが、今後も継続してまいります。</p>